

【佐渡市と南魚沼市の状況報告】

指定管理者制度により運営されている保育園の利用料について

項 目		佐渡市	南魚沼市
指定管理者が徴収する利用料	延長保育	時間 18:00～19:00 料金 ・10日以下 1日につき100円 ・11日以上 月額2,000円	時間 18:00～19:00 料金 1時間 150円
	一時預かり保育	実施していない	・1日（4時間以上） 1,800円 ・半日（4時間未満） 1,150円
	土曜一日保育	実施していない	・午後1時以降 500円
利用料の納入先		指定管理者	指定管理者

二市共に、特別保育についての利用料は、公立保育園と一律にするという方針で行っていることを確認いたしました。